

陸前高田都市計画 一団地の津波防災拠点市街地形成施設 （高田北地区）に関する住民説明会

日時 平成27年12月11日(金) 19:00～

場所 陸前高田市役所4号棟第6会議室

- 1 陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田北地区）の変更について
- 2 都市計画の変更案の縦覧と意見書の提出について
- 3 今後のスケジュールについて



平成27年12月

■はじめに

市では、東日本大震災で甚大な被害を受けたまちの復興を目指し、新しいまちづくりを進めるための取組を行っています。

このような取組の一環として、「一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業」により、市役所西側の高田北地区（西区）に消防防災センター、コミュニティホールを整備し、現在、警察署（幹部交番）、災害公営住宅の整備を進めています。併せて、高田高校東側の高田北地区（東区）には、「総合交流センター」（体育館、多目的ホール、プール等）の整備を進めています。

○これまでの経緯

＜一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田北地区）＞

平成24年 8月 一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田西地区）
の都市計画決定

平成25年10月 一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田北地区）
の都市計画決定
（「高田西地区」に「総合交流センター」を整備する東区を加え、「高田北地区」とした。）

【参考】

＜一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田南地区）＞

平成26年 5月 一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田南地区）
の都市計画決定

平成27年 6月 一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田南地区）
の都市計画変更

1 陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田北地区）の変更について

(1) 変更の目的

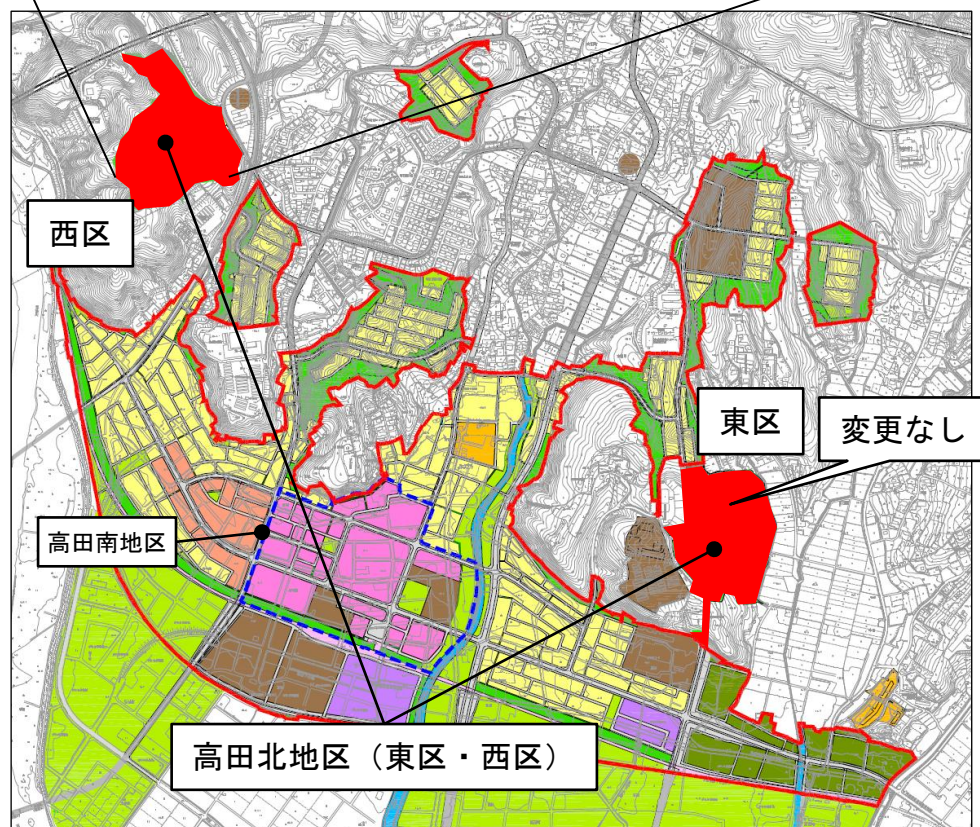
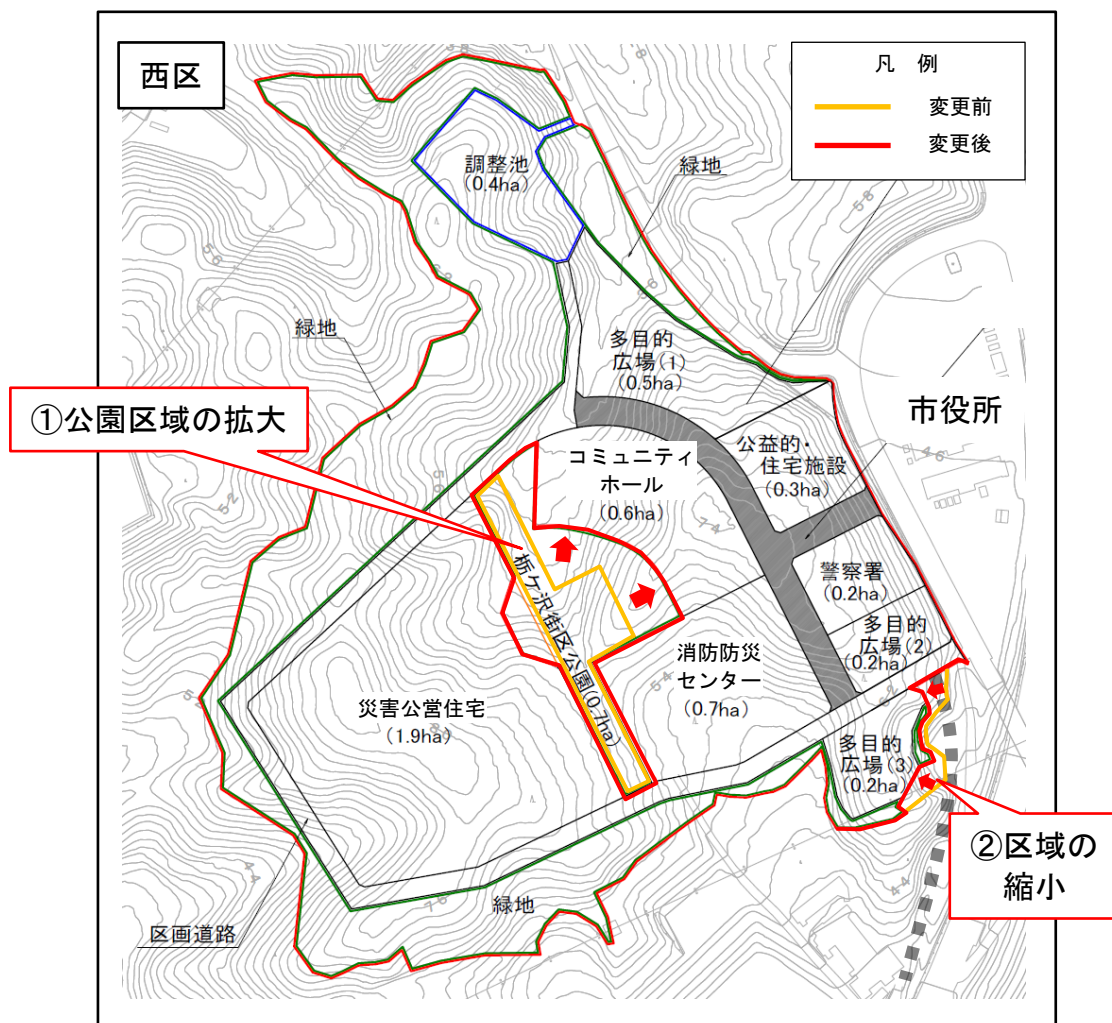
「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」とは、津波が発生した場合においても、都市機能の維持に必要な、公益的施設、住宅施設等を整備することを目的として、都市計画で定める施設です。

今回、高田北地区（西区）について、以下の理由から都市計画を変更します。

- ① 公園について、コミュニティホールや災害公営住宅と一体的に整備し、利便性と機能性を高めるため、区域を拡大。
- ② 国道 340 号と西区を結ぶ道路事業との調整により、全体区域を縮小（緑地等の縮小）。

(2) 変更の内容

	変更前	変更後	主な施設
住宅施設	約 2.0ha	約 1.9ha	災害公営住宅等
公益的施設	約 7.2ha	約 7.0ha	消防防災センター、警察署（幹部交番）、コミュニティホール等
公園及び緑地	約 0.4ha	約 0.7ha	栃ヶ沢公園等



2 都市計画の変更案の縦覧と意見書の提出について

本でご説明した都市計画の変更案について、次のとおり縦覧を行います。

この案について意見のある市民及び利害関係者は、意見書受付期間内に陸前高田市
長に対して意見書を提出することができます。

〔案件名〕

陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田北地区）

〔縦覧期間、意見書受付期間〕

平成27年12月14日(月)から12月28日(月)まで

時間 午前8時30分から午後5時15分まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

〔縦覧場所〕

陸前高田市役所3号棟1階 都市整備局都市計画課

（陸前高田市高田町字鳴石42番地5）

〔意見書の提出方法〕

陸前高田市都市整備局都市計画課へ持参し、又は郵送で提出してください。（郵送
の場合は、平成27年12月28日(月)の消印有効）

様式は任意ですが、「意見書」と表記し、案件名、住所、氏名及び電話番号を記入
してください。

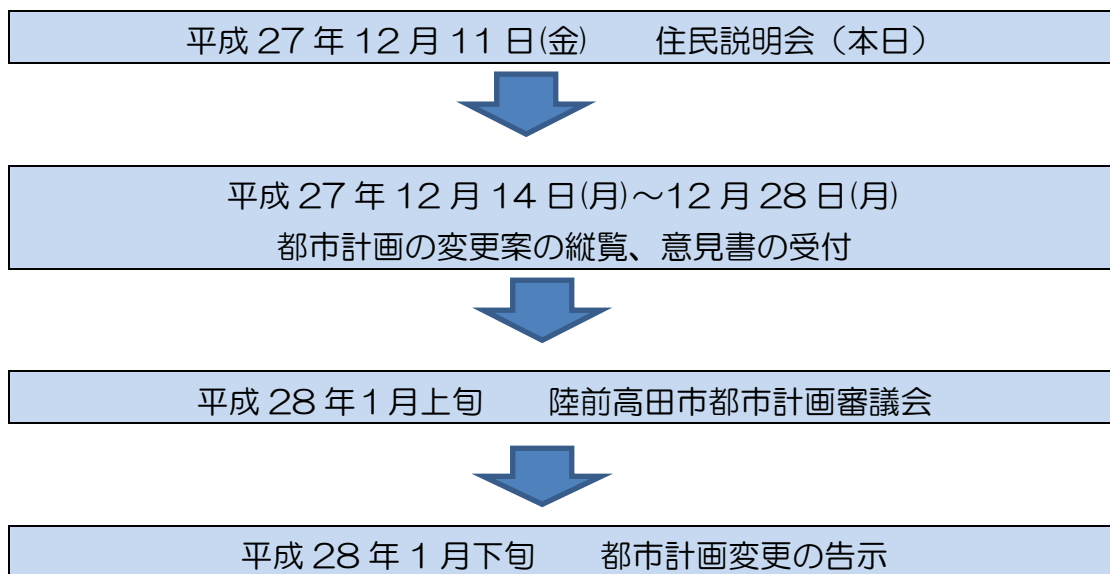
提出された意見書については、その要旨を陸前高田市都市計画審議会に提出します。
個別には回答いたしませんので、ご了承願います。

（提出先）

〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石42番地5

陸前高田市都市整備局都市計画課

3 今後のスケジュールについて



【お問合せ先】

陸前高田市都市整備局都市計画課計画係

〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石 42-5

陸前高田市役所 3号棟1階

TEL 0192-54-2111(代表) 内線302